

実績評価書

(厚生労働省24(Ⅲ-4-1))

施策目標名	労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策を推進すること(施策目標Ⅲ-4-1)							
施策の概要	本施策は、長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進を図ること、テレワークの普及啓発を図ることを推進するために実施しています。							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	労働時間等設定改善法に基づき、企業等に対する支援事業を実施し、企業や事業場での労使の自主的取組を推進することにより、長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進、特に配慮を必要とする労働者に対する休暇の普及等、労働時間等の設定の改善の促進を図ります。 また、新たな情報通信技術戦略に基づき、高齢者や障がい者などの社会参加の促進や子育て・介護のために休職を余儀なくされている女性など様々な働き方を希望する者の就業機会の創出と地域活性化等に資するテレワークの一層の普及拡大に向け、環境整備、普及啓発等を推進します。							
予算書との関係 ・関連税制	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)仕事生活調和推進費[平成25年度予算額:1,057,774千円]							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求額	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	2,974,941	1,656,762	1,368,975	1,210,675	1,057,774	2,200,011
		補正予算(b)	0	0	0	-		
		繰越し等(c)	0	0	0	-		
		合計(a+b+c)	2,974,941	1,656,762	1,368,975	1,210,675	1,057,774	2,200,011
	執行額(千円、d)	1,993,304	1,123,127	1,004,999	920,178			
執行率(%、d/(a+b+c))	67.0%	67.8%	73.4%					
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(概要・記載箇所)				
	仕事と生活の調和推進のための行動指針	平成22年6月29日		別紙1 数値目標(2020年に達成する目標) ④労働時間等の課題について労使が話し合いの機会を設けている割合 すべての企業で実施 ⑤週労働時間60時間以上の雇用者の割合 5割減(5%以下) ⑥年次有給休暇取得率 70% ⑧在宅テレワーカーの数 700万人(2015年)				
	新たな情報通信技術戦略	平成22年5月11日		「多様な働き方を希望する者の就業機会の創出及び地域活性化に資するテレワークの一層の普及拡大に向け、環境整備、普及啓発等を推進する。」				
	新たな情報通信技術戦略工程表	平成22年6月22日		②「2015年までに在宅型テレワーカーを700万人とする。」				

測定指標	指標1 労働時間等の課題について労使が話し合いの機会を設けている事業場の割合	基準値	実績値					目標値
		—	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	32年度
		—	46.2%	52.1%	40.5%	46.3%	59.7%	100%
	年度ごとの目標値				前年度以上	前年度以上		
	指標2 週労働時間60時間以上の雇用者の割合	基準値	実績値					目標値
		—	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	32年度
		—	10.0%	9.2%	9.4%	9.3%	9.1%	5%
	年度ごとの目標値				前年度以下	前年度以下		
	指標3 年次有給休暇取得率	基準値	実績値					目標値
		—	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	32年度
		—	47.4%	47.1%	48.1%	49.3%	集計中	70%
	年度ごとの目標値				前年度以上	前年度以上		

指標4 特別な休暇制度普及率	基準値	実績値					目標値
	—	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	—
	—	—	—	—	51.0%	56.6%	—
年度ごとの目標値	—	—	—	前年度以上	前年度以上	—	
指標5 在宅型テレワーカー数	基準値	実績値					目標値
	—	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	27年度
	—	330万人	340万人	320万人	490万人	930万人	700万人
年度ごとの目標値	—	—	—	前年度以上	前年度以上	—	

評価結果と 今後の方向性	有効性の評価	<p>○指標1～4について 各指標の年度毎の目標を達成していることから、施策が有効であったと評価できます。 具体的には、長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進等を促進するため、労使の自主的な取組の促進を推進し、中小企業を中心とする個別企業の自主的な取組をきめ細かく支援すること等各種施策を着実に実施したことで、その有効性を高めることに寄与したと考えています。</p> <p>○指標5について 2015年の目標値(在宅テレワーカー700万人)をすでに達成したことから、施策が有効であったと評価できます。 具体的には、4省庁が連携してテレワークの普及施策を推進していること、厚生労働省としては、適正な労働条件を確保しつつテレワークの普及促進を図るためのテレワーク相談センターやテレワーク・セミナーの内容を充実させて実施したことにより、その有効性を高めることに寄与したと考えています。</p>
	効率性の評価	<p>○指標1～4について 予算額を減少させた中で、年度目標を達成できたことから、効率的に事業運営を行うことができたことと評価できます。 具体的には、自主的な取組を行う企業に対するコンサルティングの効率的な実施により予算額は減少しており、コストの適正化が図られ、効率的を実施することができたことと評価できます。</p> <p>○指標5について 予算額を減少させた中で、年度目標を達成できたことから、効率的に事業運営を行うことができたことと評価できます。 具体的には、平成24年度については、テレワーク相談センターにおいては、前年度のセンター利用者からの要望を踏まえ、HPから関係資料をダウンロードできることとしたほか、テレワーク・セミナーの実施回数を削減して、セミナーを視聴できる動画配信サイトを立ち上げる等により予算額を減少しており、コストの適正化が図られ、効率的に事業運営を行うことができたことと評価できます。</p>
	評価の総括 (現状分析(施策の必要性の評価)と今後の方向性)	<p>【現状分析】 ○指標1～4について 各種の施策を展開することにより、毎年度の目標は達成され、効果的、効率的に事業は展開していると評価されます。一方で、2020年の目標達成のためには、これまで以上に積極的な施策を展開する必要があります。</p> <p>○指標5について 4省庁が連携して施策を展開することにより、毎年度の目標及び2015年の目標を達成したことから、政策を効果的、効率的に実施していると評価されます。今後は、子育てとの両立等、ワークライフバランスの実現のために、これまで以上に導入が困難な本格的なテレワーカーの普及促進を実施していく必要があります。</p> <p>【今後の方向性】 ○指標1～4について 今後は、2020年の目標達成のために、企業自らが働き方・休み方に関する状況を客観的に把握し、改善のきっかけとできるよう「改善指標」の開発・普及、地域の特性を活かした休暇取得促進事業の実施、業種の特性に応じた年次有給休暇の取得促進方法を盛り込んだ「働き方・休み方ハンドブック」の開発・普及等これまで以上に積極的に施策を展開する必要があります。</p> <p>○指標5について 今後は、引き続き、4省庁と連携して、「「世界最先端IT国家創造」宣言～第二次安倍内閣の新たなIT戦略～」(平成25年6月14日閣議決定)等に基づき、週1回以上在宅で就労する雇成型在宅型テレワーカー数等の増加に向けて、テレワークの普及に向けた新たなモデル確立のための実証事業の実施等これまで以上に施策を展開する必要があります。</p>

評価結果の政策への反映の方向性	予算について	見直しの上【増額／現状維持／減額） ・長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進及びテレワークの普及促進関係。今後の方向性で記載した内容を推進していくため。
	税制改正要望について	-
	機構・定員について	○ワークライフバランス関係 増員（ワークライフバランス関係・これまで以上にワークライフバランス関係の施策を企画立案、実施するため。）

学識経験を有する者の知見の活用	<p>厚生労働省政策評価に関する有識者会議労働・子育てワーキンググループ（平成25年7月4日開催）で以下のご意見をいただきました。</p> <p>○指標3, 4について 年次有給休暇、特別休暇を別々に把握しているが、適切に評価を行うためには、休日、法定内休暇、法定外特別休暇を合わせた総数について把握する必要があるのではないか。 →今年度から特別休暇に係る調査において、休日、休暇全体の実態把握を行うこととしています。</p> <p>○指標5について 東日本大震災がきっかけで震災対策としてテレワークが普及したが、今後は一般的に普及・定着していく方向で対策を推進していくことが必要でないか。 →今後は、仕事と子育て等との両立等が可能となる終日在宅で実施するテレワークの普及を促進することとしています。</p> <p>テレワークの目標として、1日のごく一部を在宅でしている者の増加というのはいかがなものか。 →世界最先端IT国家創造宣言（25. 6. 14閣議決定）において、テレワークの普及促進の目標として、2020年にはテレワーク導入企業数を2012年度比で3倍、週1日以上終日在宅で就業する雇用型在宅型テレワーカー数を全労働者数の10%以上とすることが示されたところです。来年度以降は、この目標を今後の目標とすることとしたいと考えております。</p>
-----------------	---

参考・関連資料等	<p>○労働時間等設定改善法（法律の概要） （厚生労働省ホームページ）http://www.mhlw.go.jp/general/seido/roudou/jikan/dl//01.pdf</p> <p>○労働時間等見直しガイドライン（労働時間等設定改善指針） （厚生労働省ホームページ）http://www.mhlw.go.jp/general/seido/roudou/jikan/dl//honbun.pdf</p> <p>○仕事と生活の調和推進のための行動指針 http://www.cao.go.jp/wlb/government/20barrier_html/20html/indicator.html</p> <p>○若者女性活躍推進フォーラム提言 http://www.kantei.go.jp/jp/singi/ywforum/pdf/teigen.pdf</p> <p>○新たな情報通信技術戦略 http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/100511honbun.pdf</p> <p>○新たな情報通信技術戦略工程表 http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/pdf/120704_siryu1.pdf</p> <p>○労働力調査（指標2関係） http://www.stat.go.jp/data/roudou/index.htm</p> <p>○就労条件総合調査（指標3関係） http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/11-23.html</p> <p>○関連事業の行政事業レビューシート URL： http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/gyousei_review_sheet/2012/h23_pdf/0535.pdf#search=%E8%A1%8C%E6%94%BF%E4%BA%8B%E6%A5%AD%E3%83%AC%E3%83%93%E3%83%A5%E3%83%BC%E3%82%B7%E3%83%BC%E3%83%88+%E5%8E%9A%E7%94%9F%E5%8A%B4%E5%83%8D%E7%9C%81+%E3%83%86%E3%83%AC%E3%83%AF%E3%83%BC%E3%82%AF</p> <p>○特別な休暇制度（指標4関係） http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/shigoto/kyuukaseido/</p> <p>○少子化危機突破のための緊急対策 http://www8.cao.go.jp/shoushi/kaigi/shidai13.html</p> <p>○日本再興戦略 http://www.kantei.go.jp/jp/headline/seicho_senryaku2013.html</p>
----------	--

担当部局名	労働基準局	作成責任者名	労働条件政策課長 村山 誠	政策評価実施時期	平成25年9月
-------	-------	--------	------------------	----------	---------